

手数料 現金 18,000円

様式第1号の3 (第2条関係)

診療所開設許可申請書

令和3年4月1日

(あて先) 松山市保健所長

開設者 住所 松山市萱町六丁目 30 番地 5  
医療法人 松山市保健所  
氏名 理事長 松山 太郎

〔開設者が法人のとき、主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名〕

診療所の名称	松山市保健所					
開設の場所	松山市萱町六丁目 30 番地 5					
診療を行おうとする科目	内科・小児科 ※ 診療科目は、医療法施行令第3条の2に規定されたものに限る。					
開設の目的及び維持の方法	地域医療に貢献することを目的とし、 診療報酬によって維持する。 等					
医師、歯科医師、 薬剤師、看護師 その他の従業者の 定員		職 種	人 数		職 種	人 数
	1	医師	2	9		
	2	歯科医師		10		
	3	薬剤師		11		
	4	看護師	3	12		
	5	准看護師	3	13	その他	
	6	診療放射線技師		14	事務員	3
	7	臨床検査技師		合計人数		
8	栄養士				11	
敷地の面積及び 平面図	面 積 ( 240.00 m <sup>2</sup> ) (平面図の赤線枠内) 平面図 (別添のとおり)					
敷地周辺の見取図	(別添のとおり)					

建物の構造概要及び平面図	<p>・構造概要 ( <b>鉄筋コンクリート</b>造 地上 <b>2</b>階建 地下 階) 建床面積 ( <b>100.00</b> m<sup>2</sup>) 延床面積 ( <b>120.00</b> m<sup>2</sup> <b>内診療所面積</b> m<sup>2</sup>)</p> <p>・平面図 (別添のとおり) (平面図に各室の用途を示し、療養病床に係る病室があることを明示すること。)</p>	テナントビル等での開設の場合は、建物全体の面積を記入のうえ、内診療所面積を記入する。
歯科技工室がある場合は、構造設備の概要	<p><b>無</b> ・ 有 (別紙のとおり) <b>※歯科技工室 (歯科技工コーナー) があるときは、その構造設備を別途添付する。(設置された機械等を明記)</b></p>	
病床が有る場合は、病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数	<p><b>無</b> ・ 有 (<b>室 床</b>) (詳細については別紙のとおり)</p>	病床があるときは、病室数及び病床数を記入し、各室の病床種別、定員、面積等を別途添付する。
定款、寄附行為又は条例	(別添のとおり)	
開設の予定年月日	<b>令和3年4月15日</b>	事前許可を要するため、申請日以後の日とする。
勤務医師の勤務体制	<p><b>松山 太郎 内科・小児科</b> 月～金曜日 9時～12時, 14時～18時 土曜日 9時～13時</p> <p><b>松山 次郎 内科</b> 月～金曜日 9時～12時, 14時～18時</p>	

- 注1 この申請にかかる**管理者となる者の承諾書**、**履歴書及び臨床研修修了登録証** (開設者が医師法 (昭和23年法律第201号) 第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法 (昭和23年法律第202号) 第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあつては、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証) 若しくは**医師免許証若しくは歯科医師免許証の原本を提示し、その写しを添付**すること。
- 2 前記**管理者以外の全医師の勤務確約書**、**履歴書及び臨床研修修了登録証** (開設者が医師法 (昭和23年法律第201号) 第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法 (昭和23年法律第202号) 第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあつては、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証) 若しくは**医師免許証若しくは歯科医師免許証の原本を提示し、その写しを添付**すること。
- 3 その他保健所長が必要と認める書類を添付すること。